

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市上下水道局が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和6年4月10日

富山市上下水道事業管理者 前田 一士

1 契約の件名

浜黒崎浄化センター構内除草及び屋内軽作業業務委託

2 随意契約を締結した課室の名称

上下水道局浜黒崎浄化センター

3 契約の相手方を決定した日

令和6年4月1日

4 契約の相手方の住所及び名称

富山市五福3994番地 公益社団法人富山市シルバー人材センター

5 契約金額

4, 179, 931円

6 随意契約の理由

本契約の目的が地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号に該当するため

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市上下水道局が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

令和6年4月10日

富山市上下水道事業管理者 前田 一士

- 1 契約の件名
流杉浄水場除草業務委託
- 2 随意契約を締結した課室の名称
上下水道局流杉浄水場
- 3 契約の相手方を決定した日
令和6年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市五福3994番地 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額
1,871,192円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号に該当するため